

出産・子育て応援事業の実施について

国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるように、「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する事業を令和5年2月20日(月)から開始します。

記

1. 伴走型相談支援

妊産婦との面談を通して、安心して出産・子育てができるよう、妊娠中の過ごし方や出産への不安、子育てに関する相談を行います。

対象者	時期	場所
妊婦	妊娠届出時(母子健康手帳交付時)	保健センター
	妊娠8か月頃【希望者】(事前のアンケート調査で希望した人)	子育て支援センター菅原
産婦	赤ちゃん訪問時(生後1~2か月頃)	自宅

2. 経済的支援(出産・子育て応援給付金)

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る費用の負担軽減のため、経済的支援を行います。

受付開始日	令和5年2月20日(月)	
申請場所・申請方法	健康推進課(保健センター内)窓口もしくは郵送で申請	
対象者	令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者	
支給内容	出産応援給付金	妊娠届出時(母子健康手帳交付時)等に面談を受けた妊婦に5万円支給(妊娠1回あたり)
	子育て応援給付金	赤ちゃん訪問で面談を受けた養育者(原則、母)に5万円支給(出生した子1人あたり)

なお、対象者別の支給までの流れは下記の表のとおりです。

令和4年4月1日から令和5年1月31日までに出生した子どもの養育者	令和5年2月10日以降、申請書とアンケートを順次発送しています。申請があった方に出産応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円を指定口座に支給します。
令和4年4月1日から令和5年2月19日までに妊娠届出をした方でまだ出産されていない方	令和5年2月20日に申請書とアンケートを送付予定。申請があった方に出産応援給付金5万円を指定口座に支給します。
令和5年2月1日以降に出生した子どもの養育者	出産した月の翌月下旬頃に申請書を送付します。赤ちゃん訪問での面談実施後に申請可能となり、申請があった方に子育て応援給付金5万円を指定口座に支給します。
令和5年2月20日以降に妊娠届出をした妊婦	妊娠届出をした際の面談時に申請書を渡し、申請があった方に出産応援給付金5万円を指定口座に支給します。

以上

お問い合わせ先

野々市市健康福祉部健康推進課 担当:吉田 TEL:248-3511

